

資 料



資料 1

大統領令「初等中等教育機関における過激な教化に終止符を打つ」（仮訳） ＜アメリカ＞

以下は、2025 年 1 月 29 日に発令された大統領令第 14190 号の仮訳である。

初等中等教育機関における過激な教化に終止符を打つ
大統領令

2025 年 1 月 29 日

合衆国憲法及び連邦法によって大統領に与えられた権限により、ここに命令する。

第 1 条 目的と方針

保護者は、子供たちに厳格な教育を提供し、我々の素晴らしい国家と我々が支持する価値観に対する愛国的賞賛を植え付けるために、アメリカの学校を信頼している。

しかし、近年、保護者の監視を意図的に遮断しながら、学校が過激で反米的なイデオロギーを子供たちに教え込むのを目の当たりにしている。このような環境は、生徒が疑問や批判的吟味なしにこれらのイデオロギーを受け入れざるを得ない、反響室として機能している。多くの場合、罪のない子供たちは、肌の色やその他の不変の特徴のみに基づいて、被害者か抑圧者のどちらかのアイデンティティを採用することを余儀なくされる。また別の例では、若い男女は、自分が間違った身体に生まれたのかどうか、両親や現実を非難されるべき敵と見なすべきかどうか、疑問を抱かされる。こうした習慣は、批判的思考を蝕むだけでなく、分断、混乱、不信をまき散らし、個人のアイデンティティや家族の絆の基盤そのものを蝕む。

反米的で、破壊的で、有害で、誤ったイデオロギーをわが国の子供たちに刷り込むことは、多くの場合、長年の反差別公民権法に違反するだけでなく、基本的な親権を侵害するものである。例えば、親の同意や関与なしに生徒を外科的・化学的切除に向かわせたり、女性用に指定されたプライベートスペースへの男性の立入りを認めたりすることは、家庭の教育権及びプライバシーに関する法律（FERPA）や生徒の権利保護修正条項（PPRA）を含む親の権利を保護する連邦法、1972 年教育改正法タイトル IX（Title IX）を含む性に基づく平等と機会を保護する連邦法に反する可能性がある。同様に、「白人特権」や「無意識の偏見」への承諾を求めることは、実際には人種差別を助長し、国民の団結を損なうものである。

私の政権は、1964 年公民権法タイトル VI(42 U.S.C. 2000d ほか)、タイトル IX(20 U.S.C. 1681 ほか)、FERPA (20 U.S.C. 1232g)、PPRA (20 U.S.C. 1232h) を含む、様々な文脈での差別を禁止し、保護者の権利を保護する全ての適用法を、初等中等教育を提供する連邦資金の受給者が遵守するよう、法律を執行する。

第2条 定義

本命令では以下のように使用することとする。

- (a) 大統領令「ジェンダー・イデオロギー過激主義から女性を守り、連邦政府に生物学的真実を取り戻す」(2025年1月20日)の定義は、この命令に適用されるものとする。
- (b) 「差別的平等主義」とは、個人を個人としてではなく、好ましい集団又は好ましくない集団の構成員として扱い、主体性、長所、能力を最小限に抑え、不道德な一般化を優先するイデオロギーを意味する。具体的には次のようなことを含む。
 - (i) ある人種、肌の色、性別、又は国籍のメンバーは、他の人種、肌の色、性別、又は国籍のメンバーよりも道徳的又は本質的に優れていると見なすこと。
 - (ii) 個人が、その人種、肌の色、性別、出身国によって、意識的であるか無意識的であるかわからず、本質的に人種差別的、性差別的、抑圧的であること。
 - (iii) 個人の道徳的性格や、特権階級、抑圧階級、被抑圧階級としての地位は、主として個人の人種、肌の色、性別、出身国によって決定され则认为すること。
 - (iv) ある人種、肌の色、性別、又は国籍に属する者は、その人種、肌の色、性別、又は国籍を尊重せずに他者を扱うことはできず、またそうしようとしてはならないとすること。
 - (v) 個人の人種、肌の色、性別、又は出身国によって、過去に同じ人種、肌の色、性別、又は出身国の他の構成員が行った行為の責任を負い、罪悪感、苦悩、又はその他の精神的苦痛を感じるべきであり、差別されるべきであり、非難されるべきであり、固定観念にとらわれるべきであり、又は不利な扱いを受けるべきであると考えること。
 - (vi) 個人の人種、肌の色、性別、出身国によって、多様性、公平性、包摂性を達成するために差別されたり、不利な扱いを受けたりすること。
 - (vii) 功績や、卓越さ、勤勉さ、公正さ、中立さ、客観性、肌の色で差別しないことなどの美德は、人種差別的又は性差別的であるか、あるいは特定の人種、肌の色、性別、又は国籍のメンバーによって、他の人種、肌の色、性別、又は国籍のメンバーを抑圧するために作られたものであるとすること。
 - (viii) 米国は基本的に人種差別的、性差別的、あるいはその他の差別的な国であると考えること。
- (c) 「教育サービス提供機関」は、合衆国法律集第20編第1401条(5)に規定される意味を有し、「小学校」、「地方教育事務所」、「中等学校」、「州教育局」という用語は、連邦規則集第34編第77.1条(c)に規定される意味を有する。
- (d) 「愛国教育」とは、次の項目に根ざした米国の歴史の説明を意味する。
 - (i) 米国の建国と基本理念について、正確で、正直で、統一的で、感動的で、崇高な特徴を示すこと。
 - (ii) 米国がその歴史を通じて、いかに崇高な原則に見事に近づいてきたかを明確に検証すること。
 - (iii) 米国の願望にコミットすることは有益であり、正当化されるという概念。
 - (iv) 米国の偉大さと歴史を称えるのは当然だという考え方。
- (e) 「社会的移行」とは、ある人がその者の性別とは異なる「性自認」又は「性標識」を採用する過程をいう。この過程には、スクールカウンセラーやその他の提供者による心理学的又は精神医学的なカウンセリングや治療、人の名前(例えば、「ジェーン」を「ジェームズ」に)や代名詞(例えば、「彼」を「彼女」に)の変更、子供を「ノンバイナリー」と呼ぶこと、異性

のために特別に指定された浴室や更衣室などの親密な施設や宿泊施設の使用、異性のために特別に指定された学校の運動競技会やその他の課外活動への参加などが含まれる。「社会的移行」には、化学的又は外科的切除は含まれない。

第3条 教化終結戦略

- (a) 本命令の日から 90 日以内に、今後の政策を策定する際に大統領に助言を与えるため、教育長官、国防長官、保健福祉長官は、司法長官と協議の上、国内政策担当大統領補佐官を通じて、以下のような提言と計画を盛り込んだ「教化終結戦略」を大統領に提出する。
 - (i) ジェンダー・イデオロギーや差別的平等主義に基づくものを含め、初等中等教育機関における違法で差別的な扱いや教え込みに対する連邦政府の資金提供や支援を廃止すること。
 - (ii) FERPA（合衆国法典第 20 編第 1232 条 g 項）及び PPRA（合衆国法典第 20 編第 1232 条 h 項）に従い、本命令の目的及び方針に關与する初等中等教育機関の方針や行為に關して、保護者の権利を保護すること。
- (b) 本条 (a) 項に基づいて提出される「教化終結戦略」には、以下の要約と分析を含めなければならない。
 - (i) 次の項目における、ジェンダー・イデオロギー又は差別的平等主義の指導、推進、促進を直接的又は間接的に支援又は助成する、助成金又は契約を含む全ての連邦資金の資金源及び資金の流れ。
 - (A) 初等中等教育機関の教育課程、指導、プログラム、活動。
 - (B) 初等中等教育機関の教師の養成、資格、免許、雇用、研修。
 - (ii) 教育サービス提供機関、州教育局、地方教育事務所、小学校、中等学校が、次の項目において、ジェンダー・イデオロギー又は差別的平等主義の指導、助長、推進を直接的又は間接的に支援又は補助するために、連邦資金が使用されることを、適用法に矛盾しない最大限の範囲において、防止又は取り消すための各機関の手続。
 - (A) 初等中等教育機関の教育課程、指導、プログラム、活動。
 - (B) 初等中等教育機関の資格、免許、雇用、研修。
 - (iii) 教育サービス提供機関、州教育局、地方教育事務所、小学校、中等学校が、未成年者の社会的移行を直接的又は間接的に支援又は補助するために、学校職員や教師を通じて、あるいは未成年者の社会的移行を故意に保護者に隠すことを含め、連邦資金が使用されることを、適用法に合致する最大限の範囲で、防止又は取り消すための各機関の手続。
 - (iv) 教育サービス提供機関、州教育局、地方教育事務所、小学校、中等学校が、連邦資金を直接的又は間接的に次の項目を支援又は補助するために使用することを、適用法に矛盾しない最大限の範囲で、阻止又は取り消すための各機関の手続。
 - (A) PPRA 又は FERPA に基づき、学校の教育課程、記録、健康診断、調査、その他の事項に關する情報に対する保護者の連邦法上の権利を妨害すること。
 - (B) 第 VI 章又は第 IX 章の違反。
 - (v) 本命令の方針を推進するための、全ての関連省庁の執行手段の概要と分析。
- (c) 司法長官は、州検事総長及び地方検事と協力し、法律を執行する努力を行い、以下の方法で法

律に違反した初等中等教育機関の教師及び学校職員に対し、適切な訴訟を提起する。

- (i) 未成年者を性的搾取すること。
 - (ii) 必要な免許を持たずに診断や治療を提供し、不法に医療行為を行うこと。
 - (iii) その他、未成年の生徒の社会的移行を違法に助長すること。
- (d) 国内政策担当大統領補佐官は、本条 (a) 項に基づいて「教化終結戦略」の提出を命じられた省庁の長を定期的に招集し、その調査結果、追加調査すべき分野、各提言の修正又は実施、その他大統領が指示する政策構想や事項について協議する。

第4条 大統領諮問 1776 委員会の再設置と愛国教育の推進

- (a) 2020 年 11 月 2 日の大統領令 13958 号により、愛国教育を促進するために創設されたが、2021 年 1 月 20 日の大統領令 13985 号でバイデン大統領により廃止された大統領諮問 1776 委員会（「1776 委員会」）を、ここに再設置する。1776 委員会の目的は、愛国教育を促進し、大統領令 13958 号の第 1 条に記載された目的を推進するとともに、2026 年 7 月 4 日の米国独立 250 周年という記念すべき機会にふさわしい盛大な祝典を提供するための米国建国 250 周年を祝うホワイトハウス作業委員会（「タスクフォース 250」）及び合衆国 250 周年祭委員会の取組に助言し、その活動を促進することである。
- (b) 本命令の日付から 120 日以内に、教育長官は教育省に 1776 委員会を設置する。
- (c) 1776 委員会は 20 名以内の委員で構成され、任期は 2 年とする。1776 委員会は、関連する経験又は主題に関する専門知識を有する連邦政府外の人物で構成されるものとする。
- (d) 1776 委員会には、大統領の裁量により、委員長又は共同委員長と、委員会メンバーの中から大統領が指名する副委員長を置く。国内政策担当大統領補佐官と協議の上、教育長官が指名する事務局長が、1776 委員会の業務を調整する。委員長（又は共同委員長）と副委員長は、事務局長と協力し、1776 委員会の定例会議を招集し、議題を決定し、本命令に沿った作業を指示するものとする。
- (e) 1776 委員会は、以下を行うものとする。
- (i) 建国者、独立宣言、憲法制定会議、アメリカ独立戦争の偉大な兵士や戦いに関する知識など、アメリカ建国に関する児童・生徒の知識を称える「大統領 1776 年賞」の開発と実施を促進する。
 - (ii) ホワイトハウス広報室と協力し、愛国教育の原則に基づく米国独立 250 周年記念講演を隔週で企画し、2026 年を通して全国に放送する。
 - (iii) 要請に応じて、国立公園、戦場、記念碑、博物館、施設、ランドマーク、墓地、その他米国建国と米国史にとって重要な場所において、適切かつ適用法に合致する愛国教育が国民に適切に提供されるよう、各省庁に助言する。
 - (iv) 要請に応じて、米国独立 250 周年を祝う計画に関して、タスクフォース 250 及び合衆国 250 周年祭委員会に助言と勧告を提供し、その作業を支援する。
 - (v) 適切かつ適用法に矛盾しない範囲で、米国独立 250 周年を取り巻く愛国教育に関する一般市民の知識を高めるとともに、愛国教育を支援するための、全国的な民間及び市民活動を促進し、助言し、促進する。
- (f) 教育省は、法律で認められている範囲内で、予算が確保できる限り、1776 委員会に資金を提供し、

運営を支援する。

- (g) 1776 委員会の委員は無報酬であるが、教育省の承認があれば、断続的に政務に携わる者に対して法律（合衆国法典 5701 ～ 5707）で認められているとおり、日当を含む旅費が支給される。
- (h) 米国連邦法典タイトル V 第 10 章（通称、連邦諮問委員会法）が 1776 委員会に適用される可能性がある限り、同法に基づく大統領の職務は、議会への報告を除き、総務長官が発行した指針に従い、教育省長官が行うものとする。
- (i) 1776 委員会は、大統領による延長がない限り、本命令の日付から 2 年で終了する。

第 5 条 愛国教育の追加措置

- (a) 全ての関係省庁は、連邦資金を受け取る各教育機関の遵守状況の確認を含め、「ある会計年度において連邦資金を受け取る全ての教育機関は、その教育機関が教育機会を提供している児童・生徒・学生に対して、その年の 9 月 17 日に合衆国憲法に関する教育プログラムを実施しなければならない」と規定する、公法第 108-447 号第 J 部第 I 章第 111 条(b)の遵守状況を監視しなければならない。全ての関係機関は、適宜、同法の遵守を強化するための措置を講じなければならない。
- (b) 全ての関係省庁は、適用法に則り、連邦の資源を愛国教育推進のために優先的に投入しなければならない。投入先には以下のプログラムを含むものとする。
 - (i) 教育省の米国史・公民アカデミー及び米国史・公民教育 - 全国活動プログラム。
 - (ii) 国防総省の国防教育プログラム及び公民教育強化に関するパイロット・プログラム。
 - (iii) 国務省教育文化局、フルブライト・プログラム、U.S. スピーカー・プログラム、インターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム、及びアメリカン・スペース・ネットワーク。

第 6 条 一般規定

- (a) 本命令のいかなる規定も、次に示す機能や権限を損なう、又はその他の影響を及ぼすと解釈されてはならない。
 - (i) 行政機関又はその長に法律で与えられた権限。
 - (ii) 予算案、行政案、立法案に関する行政管理予算局長の機能。
- (b) 本命令は、適用される法律に従い、充当可能な予算の範囲内で実施されるものとする。
- (c) 本命令は、実体上又は手続上、いかなる当事者も米国、その省庁、団体、その役員、職員、代理人、又はその他の人物に対して、法律上又は衡平法上執行可能な権利又は利益を創出することを意図しておらず、また創出しない。

[White House, *Ending Radical Indoctrination in K-12 Schooling (Executive Order)*, Jan. 29, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/ending-radical-indoctrination-in-k-12-schooling/>) (2025 年 2 月 11 日参照)]

資料 2

大統領令「家族のための教育の自由と機会の拡大」(仮訳) <アメリカ>

以下は、2025 年 1 月 29 日に発令された大統領令第 14191 号の仮訳である。

家族のための教育の自由と機会の拡大

大統領令

2025 年 1 月 29 日

合衆国憲法及び連邦法によって大統領に与えられた権限により、米国の最も貴重な資源である青少年の教育、ウェルビーイング、及び将来の成功を向上させるため、ここに命令する。

第 1 条 目的

親は子供たちに最高の教育を受けさせたいと願っているし、それに値する。しかし、政府が運営する指定された初等中等教育機関では、成長できない子供たちがあまりにも多い。今年の全米学力調査 (NAEP) によると、8 年生の 70% が読解力、72% が数学で習熟水準を下回った。さらに、地理的条件に基づく学校指定は、好まれる学校がある地区の住宅費を高騰させ、子供たちの将来のために犠牲になっている何百万ものアメリカ人家庭の家計を圧迫している。

公教育制度が社会の大部分で機能不全に陥れば、国の競争力が低下し、家庭や地域社会が壊滅的な打撃を受ける。このような理由から、十数州が初等中等教育段階における普遍的な奨学金制度を制定し、政府ではなく家庭が子供にとって最良の教育環境を選択できるようにしている。これらの州は、教育改革を最も促進させる道である、家族のための教育選択と、住民に割り当てられた政府運営の公立学校との競争を強調している。厳密な研究の蓄積は、うまく設計された教育の自由のためのプログラムが、生徒の学力を向上させ、近隣の公立学校の成績を改善させることを示している。

第 2 条 方針

私の政権の方針は、子供の養育と教育を親が選択し、管理することを支援することである。

第 3 条 州を基盤とした初等中等教育機関の選択の支援に関する指針

本命令の日付から 60 日以内に、教育長官は、初等中等教育機関の選択に向けた取組を支援するために、州が算定式に基づいて配分される連邦の公的資金をどのように活用できるかに関する指針を公表しなければならない。

第 4 条 裁量補助金プログラムを通じた教育の自由の奨励

(a) 教育長官は、適切かつ適用される法に沿った方法で、優先事項として教育の自由を裁量的補助金事業に含めるものとする。

- (b) 本命令の日付から 90 日以内に、労働長官と教育長官は、それぞれの裁量補助金事業を見直し、それぞれ、国内政策担当大統領補佐官を通じて、大統領に計画を提出する。この計画では、米国の家庭と教師の教育の自由を拡大するために、関連する裁量的補助金事業の利用に向けて、事業の特定、評価、及び提言を行う。

第 5 条 低所得・勤労世帯のための機会拡大

本命令の日付から 90 日以内に、保健福祉長官は、保育・育成包括補助金 (CCDGB) を含め、保健福祉省から家族と子供のための包括補助金を受け取っている州が、教育の選択肢を広げ、私立学校や宗教系の学校という選択肢を含め、政府機関に代わる教育を選択する家庭を支援するために、これらの補助金を利用できるかどうか、またどのように利用できるかについて、指針を発表しなければならない。

第 6 条 軍人の家族への支援

本命令の日付から 90 日以内に、国防長官は、軍関係者の家族が国防総省からの資金を利用して、私立学校、宗教系の学校、公立チャータースクールなど、希望する学校に通うことができる利用可能な仕組みを検討し、そのような仕組みと、2025～26 学年度から実施するために必要な手順を記載した計画を大統領に提出しなければならない。

第 7 条 インディアン教育局 (BIE) 所管の学校に通う資格のある子供への支援

本命令の日付から 90 日以内に、内務長官は、インディアン教育局所管の学校に通う資格を持つ児童・生徒の家族が、私立学校、宗教系の学校、又は公立のチャータースクールを含む、選択した教育機会のために連邦資金を使用できる、利用可能な仕組みを検討し、そのような仕組みと、2025～26 学年度の実施に必要な手順を記載した計画を大統領に提出するものとする。長官は、BIE 学校の現在の実績を報告し、近隣地域の教育の選択肢を特定するものとする。

第 8 条 一般規定

- (a) 本命令のいかなる条項も、次の項目について、これを損ない、あるいはその他の影響を及ぼすものと解釈されてはならない。
- (i) 行政機関又はその長に法律で与えられた権限。
 - (ii) 予算案、行政案、立法案に関する行政管理予算局長の機能。
- (b) 本命令は、適用される法律に従い、充実可能な予算の範囲内で実施されるものとする。
- (c) 本命令は、実質的又は手続上、いかなる当事者も米国、その省庁、団体、その役員、職員、代理人、又はその他の者に対して、法律上又は衡平法上執行可能な権利又は利益を創出することを意図しておらず、また創出しない。

[White House, *Expanding Educational Freedom and Opportunity for Families (Executive Order)*, Jan. 29, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/expanding-educational-freedom-and-opportunity-for-families/>) (2025 年 2 月 11 日参照)]

資料3

「中華人民共和国学位法」(仮訳) <中国>

以下は、2024年4月26日に制定された「中華人民共和国学位法」の仮訳である。

「中華人民共和国学位法」

(2024年4月26日第14回全国人民代表大会常務委員会第9次会议通過)

目次

第1章 総則

第2章 学位事業体制

第3章 学位授与資格

第4章 学位授与条件

第5章 学位授与順序

第6章 学位の質保証

第7章 附則

第1章 総則

- 第1条 学位授与事業を規範化し、学位申請者の合法的な権益を保護し、学位の質を保証し、中華民族復興の大任を担当する人材を育成し、教育強国、科技強国、人材強国を構築し、社会主義現代化の国家を全面的に構築することに貢献するために、憲法に基づいて本法を制定した。
- 第2条 国は学位制度を実施し、学位は、学士、修士、博士に分かれ、学術学位、職業専門学位等の類型を含み、学術分野、職業専門学位分野の別に基づいて授与される。
- 第3条 学位事業は、中国共産党の指導を堅持し、国家の教育方針を全面的に貫徹し、社会主義の核心的価値観を実践し、教育的模範者として人を育成するという根本的任務を実行し、教育の規律を遵守し、公平、公正、公開を堅持するとともに、学術の自由及び学術規範の統一を堅持し、創造と革新の発展を促進し、人材の自主的な育成の質を高める。
- 第4条 中国共産党の指導を支持し、社会主義制度を支持する中国公民は、高等教育機関、科学研究機関で学習、あるいは国の規定するその他の方式で教育を受けて、相応の学業の要求、学術あるいは専門のレベルに達した者は、本法規定に則って相応の学位を申請できる。
- 第5条 審査を経て、相応の学科の学位及び職業専門学位の授与資格を取得した高等教育機関、科学研究機関は学位を授与する機関となり、その授与する学位の学科、専門分野の学位授与拠点となる。学位授与機関は本法規定に照らして相応の学位を授与する。

第2章 学位事業体制

第6条 国務院学位委員会が全国の学位事業を指導する。

国務院学位委員会は主任委員1名、副主任委員及び委員の若干名を設置し、主任委員、副主任委員及び委員は国務院^{【訳注1】}によって任免され、その毎任期は5年である。

国務院学位委員会は専門家のチームを設立し、学位の審査・評価、質の監督、研究の諮問等の事業を行う。

第7条 国務院学位委員会は国務院教育行政部門に事務機関を設立し、同機関は国務院学位委員会の日常業務を担う。

国務院教育行政部門は全国の学位管理に関する事業の責任を負う。

第8条 省・自治区・直轄市人民政府は省レベルの学位委員会を設立し、国務院学位委員会の指導の下で当該行政区域内の学位事業を指導する。

省・自治区・直轄市人民政府教育行政部門は、当該行政区域の学位管理に関する事業に責任を負う。

第9条 学位授与機関は学位評定委員会を設立し、下記の職責を履行する。

- (1) 当該機関の学位授与の実施規則及び具体的な基準
- (2) 学位授与拠点の増設、閉鎖等の事項の審議
- (3) 授与、不授与、取消に相当する学位の決議
- (4) 学位授与に関する争議の検討と処理
- (5) 学位に関する苦情と通報の受理
- (6) その他の学位関連事項の審議

学位評定委員会は若干の分科会を設立して協力して事業を展開できるとともに、分科会に相応の職責を委託することができる。

第10条 学位評定委員会は学位授与機関が有する高級専門技術職の責任者、教育科学研究人員から組織され、その人員は9名以上の奇数から成る。学位評定委員会的主席は、学位授与単位の主要な行政責任者が担当する。

学位評定委員会が出す決議は会議の方式を用いてなされる。本法第9条第1款第1項から第4項の事項あるいはその他の重大事項を審議する会議は学位評定委員会の全体の人員の3分の2以上の出席が必要とされる。決議事項は投票の方式で表決され、全員の過半数で通過する。

第11条 学位評定委員会及びその分科会の人員、任期、職責、分業、業務手順などは学位授与機関が確定し公布する。

【訳注】

1. 内閣に相当。

第3章 学位授与資格

第12条 高等教育機関、科学研究機関が学位授与資格を申請するには次の条件を備えなければならない。

- (1) 社会主義に基づく機関運営を堅持し、教育的模範者として人を育成するという根本的任務を実施している。
- (2) 国と地方の経済社会の発展需要に符合し、高等教育の発展に符合していること。
- (3) 申請される学位授与資格に相応する研究者や教員、施設設備等の教育科学研究資源及び学校運営水準を有していること。
- (4) 法律、行政法規・規程のその他の条件。

国務院学位委員会、省レベルの学位委員会は前項の規定に基づいて申請される学位授与資格の条件に対して具体的な規程を作ることができる。

第13条 法令に基づいて学部レベルの教育を実施し、本法第12条の規定条件を備える高等教育機関は学士学位授与資格を申請できる。法に基づいて学部レベルの教育及び大学院レベルの教育を実施し、かつ本法第12条の規定する条件を備えた高等教育機関及び科学研究機関は修士及び博士学位の授与資格を申請できる。

第14条 学士学位授与資格は、省レベルの学位委員会が審査をし、国務院学位委員会に報告する。修士学位の授与資格は、省レベルの学位委員会が組織的に審査し、国務院学位委員会に報告され決定される。

博士学位の授与資格は国務院教育行政部門が組織的に審査し、国務院学位委員会に報告されて決定される。

第15条 学位授与資格を申請する者は、国務院学位委員会及び省レベルの学位委員会が規定する期限内に提出しなければならない。

学位授与資格の審査を担当する機関は、申請を受理した日から起算して、90日以内に決議を出し、社会に向けて公示しなければならない。公示期間は10営業日以上とする。公示期間内に異議があった場合は、組織的な再審査を行わなければならない。

第16条 条件の符合する学位授与機関は、国務院学位委員会の批准を経て、修士、博士の学位授与拠点を増設することに関する審査を自主的に展開できる。自主的に増設した学位授与拠点は、国務院学位委員会に報告されて決定される。具体的な条件と機関運営方法は国務院学位委員会が制定する。

第17条 国は経済社会発展の各種需要を充足させ、学科の構成と学位授与拠点の配置を改善し、基礎研究の学科、新興の研究の学科、学際的な学科の構築を強化する。

国務院学位委員会は国の重要な需要及び経済発展、科学技術の革新、文化伝承、人々の生命健康の維持という需要に基づいて、関連する学位授与拠点の設置、配置、学位授与に対して条件及び順序を別に規定する。

第4章 学位授与条件

第18条 学位申請者は、中国共産党の指導を支持し、社会主義制度を支持し、憲法及び法令を遵守し、学術の道德と規範を遵守しなければならない。

学位申請者は高等教育機関、科学研究機関で学習あるいは国の規定するその他の教育を受けて、相応の学業要求及び学術レベルあるいは専門レベルに到達した者で、学位授与機関が本法第19条から21条の規定のそれぞれの条件に基づいて相応の学位を授与する。

第19条 学部レベルの教育を受けて、規定の課程審査を通過あるいは相応の単位を取得し、卒業論文あるいは卒業設計等の卒業に関連する審査に通過し、学位申請者が以下のレベルに達していると表明すれば、学士の学位を授与する。

- (1) 当該学科あるいは専門分野領域で基礎理論、専門知識及び基本技能を比較的良好に把握していること。
- (2) 学術研究あるいは専門の実践的業務に従事する上で初歩の能力を有すること。

第20条 修士の大学院教育を受けて、規定の課程審査を通過あるいは相応の単位を取得し、学術研究訓練あるいは専門実践訓練を完了し、学位論文の口頭試問あるいは規定の実践的成果に関する口頭試問を通過し、学位申請者が以下のレベルに達していると表明すれば、修士の学位を授与する。

- (1) 当該学科あるいは専門分野領域で確実に基礎理論及び系統的な専門知識を把握していること。
- (2) 学術学位申請者が学術研究業務に従事する能力を有すること。職業専門学位の申請者は専門の実践的業務を担うことができる能力を有すること。

第21条 博士の大学院教育を受けて、規定の課程審査を通過及び相応の単位を取得し、学術研究訓練あるいは専門実践訓練を完了し、学位論文の口頭試問あるいは規定の実践成果の口頭試問を通過し、学位申請者が以下のレベルに到達していると表明すれば、博士の学位を授与する。

- (1) 当該学科あるいは専門分野領域で確実に基礎理論及び系統的に深いレベルの専門知識を把握していること。
- (2) 学術学位申請者が独立して学術研究業務に従事する能力を有し、職業専門学位の申請者は独立して専門実践業務を担う能力を有していること。
- (3) 学術学位申請者は学術研究領域で革新的な成果を創出し、職業専門学位の申請者は専門実践領域で革新的成果を創出していること。

第22条 学位授与機関は、本法第18条から21条の規定する条件に基づいて、当該機関の学術評価あるいは基準と結合し、科学的評価の方向性を堅持し、関係者の意見を十分に聞き取ることを基礎として、各学科、専門分野の学位授与の具体的な基準を制定し、その公布を行う。

第5章 学位授与順序

第23条 本法の規定する教育を受ける者は、学位授与機関の要求に基づいて申請資料を提出し、相応の学位を申請する。非学位授与機関の当該年度の卒業生は、卒業を認定する機関の推薦により、関連する学位授与機関に対して学位を申請できる。

学位授与機関は、申請日の締切日から起算して60日以内に申請を受理するか否かを審査・決定し、申請者に通知する。

第24条 学士の学位を申請については、学位評定委員会の組織的審査によって、学士学位を授与するか否かの決議を出す。

第25条 修士及び博士の学位を申請については、学位授与機関が口頭試問を組織する前に、学位申請者の学位論文あるいは実践成果を専門家に送って評価を得なければならない。

専門家の評価を経て、学位授与機関の規程に符合した場合、口頭試問に入る。

第26条 学位授与機関は学科、専門分野に基づいて修士、博士の学位の口頭試問委員会を組織する。修士学位口頭試問委員会は3人以上の人員から成る。博士学位の口頭試問委員会は5人以上の人員から成り、その中には学位委授与機関以外の専門家を2人以上含む。

学位論文あるいは実践成果は口頭試問前に口頭試問委員会のメンバーに送られて審査され、口頭試問委員会のメンバーは独立した責任の下で、職責を履行する。

口頭試問委員会は、規定の順序に基づいて口頭試問を組織し、学位申請者が口頭試問を通過したか否か決議を行い、その場で宣布を行う。口頭試問は投票の形式で票決され、メンバー全体の3分の2以上で通過する。内容が国家機密に及ぶもの以外は、口頭試問は公開で行われる。

第27条 学位論文の口頭試問あるいは実践成果口頭試問を通過しない者は口頭試問委員会の同意を経て、規程の期限までに修正して口頭試問を再申請できる。

博士学位の口頭試問委員会は、学位申請者が博士学位のレベルに到達していないにもかかわらず、博士の学位レベルに達しており、かつ学位申請者が当該機関の関連する学科の専門職修士を取得していない場合は、修士学位授与の決議を出して、学位評定委員会に審査を送ることができる。

第28条 学位評定委員会は口頭諮問委員会の決議に基づいて学位申請に対して行う申請を基にして修士、博士学位の決議の可否を出す。

第29条 学位授与機関は学位評定委員会が学士、修士、博士の学位を授与する決議に基づいて学位を授与された人員の名簿を公布し、学士証書を発行し、省レベルの学位委員会に対して学位授与の情報を送る。省レベルの学位委員会は当該行政区域の学位授与情報を国务院学位委員会に報告する。

第30条 学位授与機関は学位申請者の申請材料及び学位論文、実践成果等のプロフィール資料を保存しなければならない。博士学位論文は同時に国家図書館と関連する専門の図書館に送られ保存される。

機密にかかわる学位論文、実践成果、学位授与過程は機密関連の法令、行政法規、国の関連機密規程に則って機密管理を強化する。

第6章 学位の質保証

第31条 学位授与機関は当該機関の学位質保証制度を構築し、学生募集、教育、学位授与の全過程で質の管理を行い、適時に関連情報を公開し、社会の監督を受けて、学位授与の質を保証しなければならない。

第32条 学位授与機関は、大学院生のために品行方正で比較的高い学術レベルあるいは比較的高いレベルな実践能力を持つ教員、科学研究者あるいは専門分野の人員が指導教員を担当し、選抜、評価、監督及び学生の動向調整のメカニズムを構築する。

大学院生の指導教員は、道徳と研究の両面で模範となり、教育的模範者として人を育成する職責を履行し、学生を保護することを配慮し、学生が学術研究及び専門的实践を展開することを指導し、学術道徳と学術規範を遵守し、学術のレベルと専門のレベルを向上させる。

第33条 博士学位授与機関は、ハイレベルの革新的人材を育成することに立脚し、博士学位授与拠点の構築を強化し、博士課程の学生の育成、管理、サポートの能力を強化し、博士学位授与の質を向上させる。

博士課程の学生の指導教員は、博士課程の学生育成の職責を誠実に履行し、育成の鍵となる環境を厳しくチェックし、全過程で指導を強化し、育成の質を向上させる。

博士課程の学生は研鑽と実践に努力し、学位論文あるいは実践成果を誠実に準備し、学術規範及び創造と革新の要求に符合することを確実に保証しなければならない。

第34条 国务院教育行政部门及び省レベルの学位委員会は各自の職責の範囲内で定期的に専門家を組織して既に批准された学位授与機関及び学位授与拠点の質評価を実施しなければならない。質評価を経て、学位の質を保証できないと確認された場合は、期限を定めて改善を命じる。状況が深刻な場合は、審査機関が相応の学位授与資格を取り消す。

修士、博士の学位授与拠点を増設する審査を自主的に展開した学位授与機関で、大学院生育成の質が規定の基準に到達しない、あるいは学位の質管理に重大な問題が存在する場合は、国务院学位委員会がその自主的審査資格を取り消す。

第35条 学位授与機関は、当該機関の学科、専門分野の需要に基づいて、審査機関に対して、相応の学位授与拠点の取消を申請できる。

第36条 国务院教育行政部门は、情報化を強化し、学位情報管理システムを改善し、法に基づいて社会に情報サービスを提供する。

第37条 学位申請者、学位取得者は学位を申請・取得までの学習・研究過程で以下のいずれかの状況に該当した場合は、学位評定委員会の決議を経て、学位授与機関が学位を授与しない、若しくは学位の取消をする。

- (1) 学位論文あるいは実践成果において代筆、剽窃、偽造などの学術不正行為が認定された場合。
- (2) 他人の身分を盗用、冒用する、他人が取得した入学資格に成り代わる、あるいは、その他の不法な手段を用いて入学資格や卒業証書を取得した場合。

- (3) 学習・研究期間に、学位を授与する上で不適切なその他の重大な違法行為をした場合。
- 第 38 条 本法規定に違反して学位を授与し、学位証書を交付した場合、教育行政部門は証書の無効を宣告し、「中華人民共和国教育法」の関連規定に基づいて処理する。
- 第 39 条 学位授与機関が学位を授与しないあるいは学位を取り消す決定をする場合は、学位申請者あるいは学位取得者に決定の内容、事実、理由、依拠を告知し、その陳述と弁明を聴取しなければならない。
- 第 40 条 学位申請者は専門家の評定、答弁、成果認定等の過程で関連する学術組織あるいは人員が出した学術評価の結論に異議があった場合は、学位授与機関に対して学術再審査を申請できる。学位授与機関は学術再審査の申請を受理した日から起算して 30 日以内に、新たに専門家を組織して再審査による決定を行い、再審査による決定を最終決定とする。学術再審査の規則は学位授与機関によって制定される。
- 第 41 条 学位申請者あるいは学位取得者は学位申請の不受理、学位を授与しないこと、あるいは学位取消等の行為を不服とした場合、学位授与機関に対して再審査を申請、あるいは関連機関が法律規定に基づく処理をすることを請求できる。
- 学位申請者あるいは学位取得者が再審査を申請した場合、学位授与機関は再審査の申請を受理した日から起算して 30 日以内に再審査を行い、再審査による決定を出す。

第 7 章 附 則

- 第 42 条 軍隊は学位委員会を設立する。軍隊学位委員会は本法に基づいて軍隊の高等教育機関や科学研究機関の学位業務を管理することに責任を持つ。
- 第 43 条 学術あるいは専門分野の領域に対して、科学教育及び文化交流協力を推進する上で突出した貢献をしたか、世界平和及び人類の発展に重大な貢献をした個人に対して名誉博士学位を授与できる。
- 名誉博士学位の授与、取消の具体的な規則は国务院学位委員会が制定する。
- 第 44 条 学位授与機関は学位を申請した外国の個人に対して、本法規定の学業要求、学術レベル、あるいは専門分野のレベル等の条件と関連する順序に基づいて相応の学位を授与する。
- 学位授与機関が外国で学位を授与する場合は、本法関連規定を適用する。
- 外国の教育機関が国内で学位を授与する場合は、中国の関連法令の規定を順守しなければならない。
- 外国の教育機関が学位証書を交付することに対する承認は、国の関連規定に基づいて厳格に処理されなければならない。
- 第 45 条 本法は 2025 年 1 月 1 日に施行される。「中華人民共和国学位条例」は同時に廃止される。

[人民日報「中華人民共和国学位法」2024 年 4 月 27 日]

資料 4

「中華人民共和国就学前教育法」（仮訳）＜中国＞

以下は、2024 年 11 月 8 日に制定された「中華人民共和国就学前教育法」の仮訳である。

「中華人民共和国就学前教育法」

(2024 年 11 月 8 日第 14 回全国人民代表大会常務委員会第 12 次会议通過)

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 幼 児
- 第3章 幼稚園
- 第4章 教職員
- 第5章 保育教育
- 第6章 投入保障
- 第7章 監督管理
- 第8章 法律責任
- 第9章 附 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本法は、適齢期の幼児が就学前教育を受けることを保障し、就学前教育の実施を規範化し、就学前教育の普及及び公益的で安全な発展を促進し、国民全体の資質の向上を図るため、憲法に従い、制定される。
- 第 2 条 本法は、中華人民共和国内で実施される就学前教育に適用される。
本法における「就学前教育」は、満 3 歳から小学校就学前までの幼児に対して幼稚園等の就学前教育機関が行う保育及び教育である。
- 第 3 条 国は、就学前教育制度を実施する。
就学前教育は国の教育制度の構成要素であり、重要な社会福祉事業である。
- 第 4 条 就学前教育は中国共産党の指導を堅持し、社会主義における運営の方向を堅持し、国の教育方針を貫徹する。
就学前教育は、道徳性を備えた人間を育成するという基本的任務を遂行し、社会主義の中心的価値観を育成し、中華の優れた伝統文化、革命文化、社会主義先進文化を継承し、中華民族共同体意識を育成し、徳・知・体・美・労働が全面的に発達した社会主義の建設者及び後継者のための基礎を築く。
- 第 5 条 国は、就学前教育の保障メカニズムを確立する。

就学前教育の発展は政府主導を堅持し、政府による運営を主とし、公益的な就学前教育を大いに発展させ、民間の参加を奨励、指導、規範化する。

第6条 国は、就学前教育の普及を推進し、都市部と農村部をカバーし、合理的に資源を配置し、公益的で、安全で良質な就学前教育公共サービス体系を構築する。

各レベルの人民政府は法令に則って職責を履行し、合理的に資源を分配し、都市と農村、地域間の就学前教育の格差を縮小させ、適齢期の幼児が就学前教育を受けられる条件と支援を提供する。

国は、農村地域、旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域、経済発展の遅れた地域における就学前教育事業の発展に優先的な支援を提供する措置を講じ、家庭の経済的状況が困難な幼児、孤児、障害のある幼児、両親が出稼ぎに出かけて農村部に残された「留守児童」の幼児が公益的な就学前教育を受けられることを保障する。

第7条 社会全体が、適齢の幼児が就学前教育を受け、健やかかつ幸せに成長するための良好な環境を整備しなければならない。

第8条 國務院^{〔訳注1〕}は全国の就学前教育事業を指導する。

省レベルの人民政府及び区を設置した市レベルの人民政府は、当該の行政区域内で就学前教育事業を統括し、予算投入メカニズムを改善し、明確に責任を分担し、政策を制定し、その実施を組織する。

県レベルの人民政府は、当該の行政区域内の就学前教育の発展に責任を負い、当該地域の就学前教育に関する発展計画を策定し、幼稚園の建設と運営を統括し、公立幼稚園の教師の配置と補充及び給与・待遇の保障を強化し、幼稚園に対して統括・管理を行う。

郷・鎮レベルの人民政府及び街道事務所^{〔訳注2〕}は、当該の管轄区域内での就学前教育の発展を支援する。

第9条 県レベル以上の人民政府教育行政部門は就学前教育の管理と業務指導事業に責任を負い、相応の管理と教育研究のための職員を配置する。県レベル以上の人民政府の保健衛生行政部門及び疾病预防管理部門は、幼稚園の保健衛生業務を分担して監督指導する責任を負う。

県レベル以上の人民政府のその他の関連部門は、各自の責任の範囲内で就学前教育の管理事業に責任を負い、計画策定、資源配置、予算投入、人員配置、待遇の保障、幼稚園の登録などの責任を履行し、法令に基づいて幼稚園の運営、教職員配置、保育料等の徴収、予算使用、財務管理、セキュリティ、食品安全等に対する監督・管理を強化する。

第10条 国は、就学前教育、幼児の発達、特別支援教育における研究を奨励・支援し、研究成果を促進し、科学的な教育の概念と方法を宣伝・普及する。

第11条 国は、就学前教育、幼児の健全な成長に役立つ書籍、玩具、音楽作品、視聴覚製品等の創作、出版、製作及び普及を奨励する。

第12条 就学前教育に顕著な貢献をした機関・団体及び個人は、関連する国の規定に則って表彰され、報奨金が与えられる。

【訳注】

1. 内閣に相当。

2. 街道事務所は、原語で「街道弁事処」であり、都市部の最小行政単位である街道で行政業務を担っている。

第2章 幼 児

- 第13条 幼児は、生命の安全と心身の健康を享受し、尊重及び保護・配慮を得て、法令に基づいて就学前教育等を平等に受ける権利を享受する。
- 就学前教育は、幼児にとって最も有益であるという原則を遵守し、幼児に特別かつ優先的な保護を提供する。
- 第14条 就学前教育の実施は、幼児の心身の発達特性及び利益に基づいて行われ、幼児の人格・尊厳を尊重し、幼児の意見を傾聴・理解し、全ての幼児を平等に扱い、幼児が家庭、社会、文化生活に参加することを奨励、指導し、全面的な発達を促進させる。
- 第15条 地方各レベルの人民政府は措置を講じて、適齢となった幼児が保護者及び監護人の勤務地及び居住地において就学前教育を近隣で受けられるようにする。
- 幼児が就学前教育を受けるために幼稚園に入園する際、幼稚園は、必要な健康診断を除いて、いかなる形態の試験・審査を組織してはならない。
- 幼児が特別な体質で、特殊な疾患等の特別な配慮が必要な場合には、保護者あるいは監護人は速やかに幼稚園に告知し、幼稚園は特別な配慮を行わなければならない。
- 第16条 保護者あるいは監護人は、法令に従って幼児を養育・教育する義務を果たし、適齢の幼児が就学前教育を受ける必要な条件を提供する。
- 保護者あるいは監護人は、幼児の心身の発達段階の特徴や年齢特性を尊重し、良好な家庭環境を築き、幼児の健全な成長を促進させる。
- 第17条 公益性幼稚園^{〔訳注3〕}は、幼稚園生活に適応できる障害のある幼児を受け入れ、支援と便宜を提供しなければならない。
- 保護者あるいは監護人と幼稚園の間で障害のある幼児の入園に関して紛争が生じた場合、県レベルの人民政府の教育行政部門は、保健衛生行政部門等の機関・組織と協同して幼児の身体状態、教育を受ける能力、幼稚園生活へ適応できる能力等について全面的に評価し、解決を図る。
- 第18条 青少年宮、児童活動センター、図書館、博物館、文化館、美術館、科学技術館、記念館、運動場などの公共文化サービス機関及び愛国主義教育拠点は、幼児の心身の発達に適合した公益的な教育サービスを提供し、並びに関連規程に則って幼児に対して無償で開放を行う。
- 第19条 いかなる機関及び個人も、心身の発達段階における特徴に違反し、あるいは年齢特性に適合しない商業性の活動、コンテストなどの活動やその他の活動に参加するために幼児を組織してはならない。
- 第20条 幼児向けの図書、玩具、視聴覚製品、電子製品、オンライン教育製品及びサービスなどは、幼児の心身の発達段階の特徴及び年齢特性に適合しなければならない。
- 家庭及び幼稚園は、幼児がインターネットや電子製品を正しく合理的に使用することを教育し、使用時間をコントロールする必要がある。
- 第21条 幼児の名誉、プライバシー、その他の合法的な権益は法令で保護され、いかなる機関及

び個人も侵害してはならない。

幼稚園及びその教職員等の機関及び個人は、幼児の個人情報を収集、使用、提供、開示、その他の方法で処理する場合、保護者又は監護人の同意を得て、関連する法令の規定を遵守しなければならない。

幼児に関するニュース報道は客観的、慎重かつ適度なものとする。

【訳注】

3. 公益性幼稚園は公立幼稚園及び私立であるが補助金等により公立と同額の保育料を徴収する公益性私立幼稚園（原語：普惠性民営幼稚園）の2つからなる。公益性幼稚園は、政府や国有企業等が設置・運営するものの他、個人や企業等の民間セクターが設置し、公財政補助を受ける幼稚園を含んでおり、これらはいずれも家庭の負担が同等となるように配慮されている。2024年現在、全幼稚園のうち「公益性」幼稚園の占める割合は2016年に統計を取り始めてから23.5ポイント増加の91%となった。

第3章 幼稚園

第22条 県レベル以上の地方人民政府は、現在及び長期を見通して、人口の変化及び都市化の発展傾向に基づいて就学前教育資源を科学的に計画・配分して、需要を満たし、資源の浪費を避ける。

第23条 各レベルの人民政府は措置を講じて、公益的な教育資源の供給を拡大させ、就学前教育の質を向上させる。

公立幼稚園と公益的な私立幼稚園は、公益性幼稚園となり、規程に基づいて公益的な就学前教育のサービスを提供しなければならない。

第24条 各レベルの人民政府は、公財政予算あるいは国有資産等を利用して公立幼稚園の設立及び運営支援を行わなければならない。

各レベルの人民政府は、法令に従い、民間が設立した公益性私立幼稚園を積極的に支援し、規範化する。

公益性私立幼稚園は政府の支援を受け、政府の指導する料金の管理の下で保育料の徴収を実施する。非営利私立幼稚園は、県レベルの人民政府の教育行政部門に申請し、認定を受けて、公益性私立幼稚園となる。認定基準は、省レベルの人民政府あるいは区を設置する権利を受けた市レベルの人民政府が制定する。

第25条 県レベル以上の地方人民政府は、県レベルの行政区分を単位とする幼稚園配置計画を制定し、公益性幼稚園の建設を都市部・農村部の公共管理及び公共サービス施設の統一的な計画に組み込み、並びに非営利教育用地の性質に基づいて、法令に基づき用地振替等の方法で土地を提供し、許可なく用途を変更しない。

県レベル以上の地方人民政府は、国の関連規定に従い、また地域の実情に照らして、幼稚園配置計画において公益性幼稚園の普及率を合理的に確定する。

第26条 新興住宅地等は、幼稚園配置計画等の関連計画・基準に従い、幼稚園を附設しなければならない。附設幼稚園は、最初期に建設している住宅地と同時に計画、設計、建設、引取り、使用のための引渡しを行う必要がある。建設企業は、関連規定に従って、附設幼稚園を公

共サービス施設として地方人民政府に引き渡し、公益性幼稚園として運営する。

既存の公益性幼稚園が地域の適齢となった幼児のニーズを満たせない場合、県レベルの人民政府は新設、増築、及び公共施設の改築等の方式を通じて問題を解決する。

第 27 条 地方の各レベルの人民政府は、公立幼稚園を主たる農村の就学前教育公共サービス体系として、農村部の適齢となった幼児が公益的な就学前教育を受ける保障とする。

県レベルの人民政府教育行政部門は、郷鎮などの農村部に所在する当該地域の中心的な幼稚園に委託して、当該地域のその他の幼稚園に対して、業務指導等の事業を展開する。

第 28 条 県レベル以上の地方人民政府は、当該地域における障害のある幼児の数、分布及び障害の種類に基づき、各種形式の就学前特別支援教育を統括して実施し、インクルーシブ教育を推進し、特別支援教育学校及び条件の整った児童福祉機関、障害児リハビリテーション機関は就学前教育部あるいは付設の幼稚園を増設しなければならない。

第 29 条 幼稚園を設置するには、以下の基本条件を満たさなければならない。

- (1) 組織機構及び運営上の規程を有すること。
- (2) 規定に準拠した園長、教師、保育員、保健衛生人員、警備員、及びその他のスタッフを配置すること。
- (3) 規定に合致した場所を選定し、安全区域内に設置してあること。
- (4) 規定に合致した規模及び学級定員基準を満たしていること。
- (5) 規定に合致した園舎、衛生室あるいは保健室、安全施設・設備及び屋外活動場所を備えていること。
- (6) 必要な運営資金及び安定した資金源を有していること。
- (7) 衛生評価が合格していること。
- (8) 法令が規定するその他の条件を揃えていること。

第 30 条 幼稚園の設立は、県レベルの人民政府教育行政部門の法令に基づく審査を経て、運営許可証を取得後、関連する法令、行政法規の規定に照らして、相応の法人登録を行う。

第 31 条 幼稚園の変更、閉鎖は、関連法規に従って事前に県レベルの人民政府教育行政部門に報告し、並びに社会に対して公告し、法令に基づく手続をして、在園幼児を適切に扱わなければならない。

第 32 条 就学前教育機関における中国共産党の組織は、中国共産党規約に従って党活動を展開し、党建設を強化する。

公立幼稚園の中国共産党組織は、幼稚園の業務を統一的に指導し、法令に基づいて園長がその職権を行使することを支援する。私立幼稚園の内部管理体制は、国の私立教育の関連規程に従って確定される。

第 33 条 幼稚園は、教職員が法に基づく民主的な運営及び監督に参加することを保障する。

幼稚園は保護者委員会を設置し、保護者委員会は幼稚園の重要事項の決定及び幼児の重大な利益に関わる事項について意見や提案を出し、幼稚園の保育・教育業務及び日常管理を監督する。

第 34 条 いかなる団体又は個人も、公財政経費、国有資産、グループ資産又は寄付資産を使用して、営利目的の私立幼稚園を設立又は設立に参加することはできない。

公立幼稚園を私立幼稚園に転用してはならない。公立幼稚園は、営利目的の私立幼稚園やその他の教育機関の設立を組織したり、設立に参加したりすることはできない。

海外との協力による幼稚園の設立は、外商投資及び中外共同設置学校に関する関連法令に合致しなければならない。

第 35 条 民間の資本は、公立幼稚園及び非営利性の私立幼稚園を合併・買収により管理してはならない。

幼稚園は、企業資産として直接的又は間接的に国内外で上場されてはならない。上場企業は、株式市場の融資を通じて営利目的の私立幼稚園に投資することは認められておらず、株式の発行や現金の支払いによって営利目的の私立幼稚園の資産を購入することも認められない。

第 4 章 教職員

第 36 条 幼稚園の教師は幼児を愛護し、優れた品德と専門的能力を備え、他人の模範となり、人民の教育事業に忠誠を尽くさなければならない。

社会全体が幼稚園の教師を尊敬しなければならない。

第 37 条 幼稚園の教師は、幼稚園教師資格を取得しなければならない。既にその他の教師資格を取得し、県レベル以上の地方人民政府教育行政部門が組織する就学前教育に関する専門の研修に合格した者は、幼稚園で教師となれる。

第 38 条 幼稚園の園長は、設置者あるいは政策決定機関が法に基づいて任命あるいは雇用し、並びに県レベル人民政府教育行政部門に報告される。

幼稚園の園長は、本法第 37 条に規定する教師資格を有し、大学専科以上の学歴を有し、5 年以上の幼稚園教師あるいは幼稚園管理の業務経験を有していなければならない。

国は幼稚園園長の職級制度を推進し、幼稚園園長は、県レベル以上の地方人民政府教育行政部門が組織する園長の職位に対応した研修に参加しなければならない。

第 39 条 保育員は、国が定める学力を有し、保育に関する職業訓練を受けなければならない。

保健衛生人員は医師、看護師及び保健員が含まれ、医師と看護師は相応の職業資格を取得し、保健員は国家が規定する学位を有し、且つ衛生保健に関する専門知識の研修を受けなければならない。

幼稚園のその他の従事者の任職資格・条件は、関連規程に則って執行される。

第 40 条 幼稚園教師の職務（職称）^{〔訳注 4〕}は、初級、中級、高級に分かれる。

幼稚園教師の職務（職称）の評価基準は、就学前教育の専門的特性や要件に応じたものでなければならない。

幼稚園の保健衛生人員における医師と看護師は、衛生専門技術人員の職称に含まれ、人的資源・社会保障部、卫生健康行政部門によって組織・評価される。

第 41 条 国务院の教育行政部門は関係部門と協力して幼稚園教師の配置基準を制定する。地方各レベルの人民政府と関係部門は、関連基準に従って公立幼稚園が適時に教師を補充することを保障し、並びに農村部、旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域及び経済的発展が遅れている地域の公立幼稚園の需要を優先的に満たさなければならない。幼稚園及びその設

置者は、関連基準に従って教職員を十分に配置しなければならない。

第 42 条 幼稚園園長、教師、保育員、保健衛生人員、警備員、及びその他の職員は、法令及び職業道德規範を遵守し、幼児を尊重し、愛護し、平等に扱い、その専門的資質を継続的に向上させる。

第 43 条 幼稚園は法に基づいて教職員と雇用契約又は労働契約を締結し、契約情報を県レベルの人民政府教育行政部門に提出する。

第 44 条 幼稚園は、園長、教師、保育員、保健衛生人員、警備員、及びその他の職員を任用（雇用）^{〔訳注 5〕} する際、教育、公安、その他の関連部門に対して、応募者が虐待、性暴力、セクシャル・ハラスメント、誘拐、暴力傷害、薬物乱用、ギャンブル等の違法の犯罪記録があるか照会を行う。前述行為の記録を発見、あるいはアルコール依存症、重大な教師倫理違反の行為等のその他の子供の心身の安全に危害を加える可能性のある者は、任用（雇用）しない。

幼稚園は、在職人員が子供の心身の安全に危害を加える可能性のある者であると判断した場合、直ちにその業務を停止させ、法に従って雇用契約あるいは労働契約を解除し、県レベルの人民政府教育行政部門に報告する。県レベルの人民政府教育行政部門はその者を就業禁止者のリストに含めることができる。

本条の第 1 項目に規定されている子供の心身の安全に危害を加える可能性のある個人は、幼稚園を運営してはならず、すでに運営している場合は、法令に従ってその運営者を変更させる。

第 45 条 幼稚園は、教職員の心身の状態に気を配らなければならない。幼稚園園長、教師、保育員、保健衛生人員、警備員、その他の職員は、就職前に健康診断を受けるとともに就職後に毎年健康診断を受ける。

第 46 条 幼稚園とその運営者は、国の規定に従って教師及びその他職員の給与と福利厚生を確保し、法令に従って社会保険料を支払い、業務及び生活条件を改善し、同一労働同一賃金を実施する。

県レベル以上の地方人民政府は、公財政の範囲内に公立幼稚園の教師の給与を収め、給与収入政策と公財政支出のルートを統合し、教師の給与が適時に全額支払われるようにする。私立幼稚園は、当該地域の公立幼稚園の教師の給与や収入水準を参考にして教師の給与基準を合理的に決定し、法令に基づいて教師の給与・待遇を保障する。

第 47 条 幼稚園の教師は、職称評価、任用（雇用）等に関して初等中等学校の教師と同等の待遇を受ける。

条件の合致した幼稚園の教師は、関連規定に従って、困難な僻地の地域手当、郷鎮での業務手当などの手当や補助金を受け取る。

特別支援教育を担当する幼稚園の教師は、関連規定に従って特別支援教育手当を受け取る。

第 48 条 国务院の教育行政部門は、高等教育機関の就学前教育専門分野の設置基準、質保証基準、課程教育基準を制定し、就学前教育専門分野の質の認証を組織・実施し、人材育成の質保証メカニズムを確立する。

省レベルの人民政府は、就学前教育を普及させる需要に基づき、就学前教育の教師養成計画を策定し、高等教育機関が就学前教育の専門分野を設置することを支援し、研修規模

を合理的に決定し、研修のレベルと質を向上させる。

公費による教師養成課程の学生育成計画を制定する場合は、就学前教育の発展、需要に基づいて就学前教育人材育成計画を配分する。

第49条 県レベル以上の人民政府の教育、衛生健康等の関連部門は、職責に応じて幼稚園の園長、教師、保育員、保健衛生人員等の職員研修計画を策定し、研修支援サービス体系を確立し、多種の専門的な研修を実施する。

【訳注】

4. 「職務」は役職、担当業務を表しており、「職称」は専門的な人材に対する能力や資格等に基づく称号。
5. 原語で「聘任」「聘用」。「聘任」は使用者が契約を通じて特定の人物と関係を結んで任用する形式、「聘用」は事業組織と個人が雇用契約を結んで人を使用する形式。

第5章 保育教育

第50条 幼稚園は、保育と教育の一体化の原則を堅持し、全ての幼児に向き合い、個性に注意を払い、良い習慣の育成に重点を置き、適切な生活環境と活動環境を作り、幼児の心身の健全な発達に貢献する。

第51条 幼稚園は、幼児の安全を最優先とし、在園中の幼児を守る保護責任がある。
幼稚園は、安全責任制に関する関連規定を実施し、安全管理制度と安全責任制度を確立及び改善し、安全措置と緊急対応メカニズムを改善し、基準に従って警備員を配置し、適時に火災等の各種安全上の危険を調査して排除する。スクールバスを利用する幼稚園は、スクールバスの安全管理に関する関連規定に適合させて、幼児の安全を確保しなければならない。

幼稚園は、国の関連する規定に従って学校賠償保険に加入する。

第52条 幼稚園は、幼児が侵害された、侵害された疑いがある、あるいはその他の危険な状況に直面していることを発見した場合、直ちに保護措置を講じ、公安、教育等の関連部門に報告しなければならない。

幼稚園において突発的な事件などの緊急事態等が発生した場合には、幼児の身の安全を優先し、直ちに救急及び非難措置を講じ、関連部門に適時報告しなければならない。

前2項の状況が生じた場合に、幼稚園は、速やかに幼児の保護者及び監護人に通知しなければならない。

第53条 幼稚園は、科学的かつ合理的な日常生活パターンを確立し、屋外活動の時間を確保し、栄養価の高い食事を提供し、運動による鍛錬、1日を通じての健康観察、食品の安全、衛生と消毒、感染症の予防と管理、一般的な病気の予防等の保健衛生管理を実施し、健康教育を強化する。

第54条 障害のある幼児を入学させる幼稚園は、必要なりハビリテーション施設、設備及び専門のリハビリテーション人員を備え、あるいはリハビリテーション施設、設備及び専門のリハビリテーション人員を備えた他の特別支援教育機関及びリハビリテーション機関と協力して、障害のある幼児の実際の状況に基づいて保育及び教育を展開する。

第 55 条 国務院教育行政部門は「幼稚園教育指導綱要」と「幼児学習発達手引き」を制定し、地方各レベルの人民政府教育行政部門はその職責に応じてこれを組織的に実施するとともに、就学前教育の研究と業務指導を強化する。

幼稚園は、国の関連規定に従い、幼児の心身の発達パターンや年齢特性に応じた保育及び教育活動を科学的に実施しなければならない。幼児を組織して商業活動に参加させてはならない。

第 56 条 幼稚園は、幼児の生活を基礎として、遊戯を基本的な活動として、全面的に資質を発達させる資質教育を展開し、幼児が身近な自然、実際の操作、実体験等の方法で探索的な学習を行うことを最大限支持し、幼児が良好な品德、行為習慣、安全及び労働意識、健全な人格、強健な心身を育成することを促進し、健康、言語、社会、科学、芸術などの面で調和のとれた発達をさせなければならない。

幼稚園は、公用語として定められた言語及び文字である「国家通用言語文字」を基本的な保育及び教育で使用する言語・文字として、幼児の普通語教育を強化し、幼児の普通語能力を向上させる。

第 57 条 幼稚園は、関連基準を満たす玩具、教材、幼児用図書を備えなければならない。

幼稚園で使用される課程用の教材は、法令に基づく検定を経なければならない。具体的方法は国務院教育行政部門が制定する。

幼稚園は、家庭やコミュニティの教育資源を充分に利用し、幼児の生活と学習空間を開拓する。

第 58 条 幼稚園は、保護者及び監護人と幼児の心身の発達状況について率先してコミュニケーションを図り、家庭の科学的育児を指導する。

保護者及び監護人は、幼稚園が保育及び教育活動を展開することを積極的に協力及び支援しなければならない。

第 59 条 幼稚園と小学校は、互いに連携して、共同で幼児・児童が入学準備や入学後の適応を助ける。

幼稚園は、幼児に対して小学校段階の教育内容や教授を行う小学校化した教育方法を採用せず、小学校段階の課程を教えてはならず、保育及び教育活動の小学校化を防ぐ。小学校は課程基準に基づいた教育の出発点であることを堅持する。

学校外教育訓練機関等のその他のいかなる機関も幼児に半日制あるいは全日制の訓練を展開することはできず、幼児に小学校段階の課程を教えてはならない。

第 6 章 投入保障

第 60 条 就学前教育は、政府の経費投入を主とし、家庭が保育教育コストを合理的に負担し、多様なルートで経費を調達するメカニズムを採用する。

各レベルの人民政府は、教育公財政投資と公財政支出の構造を改善し、就学前教育への公財政投資を増加させ、公財政教育経費に占める公財政就学前教育経費を合理的な比率で確保し、就学前教育事業の発展を保障する。

- 第 61 条 就学前教育の公財政補助金は、中央及び地方の公財政権限及び支出責任区分の原則から、中央及び地方政府各レベルの予算に組み込まれる。中央財政は移転支出の形式で地方政府に支援を統一的に提供する。各省レベルの人民政府は、当該行政区域内の各レベルの人民政府が公財政補助金の分担メカニズムを確立しなければならない。
- 第 62 条 国務院と省レベルの人民政府は、就学前教育に関する資金を統一的に配分し、農村地域、旧革命根拠地、少数民族地区、辺境地域、経済発展の遅れた地域を重点的に支援して就学前教育を発展させる。
- 第 63 条 地方の各レベルの人民政府は、公益性幼稚園の運営コストを科学的に審査・決定し、公益的な就学前教育サービスを提供することを判断基準として、統一的な財政支援と費用の徴収政策を制定して、分担比率を合理的に確定する。
- 省レベルの人民政府は、公立幼稚園の幼児 1 人当たりの公財政支出基準あるいは幼児 1 人当たりの運営経費基準、及び公益性私立幼稚園の幼児 1 人当たりの財政補助基準を制定し、その支出を実施する。そのうち、障害のある幼児の基準については、保育、教育及びリハビリテーションの必要性を考慮して適切に基準額を増額させる。
- 条件の整った地域では、無償の就学前教育を実施することを段階的に推進し、家庭の保育、教育のコストを下げる。
- 第 64 条 地方の各レベルの人民政府は、財政補助、外部委託、賃貸料の減免、教員の育成、教育研究の指導などの多種の方式を通じて公益性私立幼稚園の発展を支援しなければならない。
- 第 65 条 国は、就学前教育支援金制度を制定し、家庭の経済的状況が困難な適齢の幼児等が公益的な就学前教育を受けるための支援金を提供する。
- 第 66 条 国は、自然人、法人、非法人組織が、寄付、ボランティア活動等の方式を通じて就学前教育事業を支援することを奨励する。

第 7 章 監督管理

- 第 67 条 県レベル以上の人民政府及びその関係部門は、幼稚園の安全及びリスク予防管理システムを確立、改善し、幼稚園周辺の治安管理及びパトロールによる予防管理業務を強化し、幼稚園の安全と保安に対する監督指導を強化し、幼稚園が施設、設備の安全防備を強化することを督促し、適時に調査して安全上の問題を発見して排除し、法令に基づいて幼児及び幼稚園の安全を保障する。
- 幼稚園内及びその周辺地域で危険若しくは汚染された建築物や施設、設備を建設又は設置することは禁止される。
- 第 68 条 省レベルの人民政府あるいは同等の権限を与えられ、区を設置した市レベルの人民政府は、幼稚園運営コスト、経済発展レベル、人々が受け入れられる価格などの要素に基づいて、公立幼稚園及び非営利の私立幼稚園の保育料基準を合理的に確定し、定期的にその基準を調整するメカニズムを確立する。
- 県レベル以上の地方人民政府及び関連部門は、幼稚園の保育料徴収の監督、管理を強化し、必要な時は、保育料を市場価格で行う営利性の私立幼稚園に対してコスト調査を実施

し、適正な費用を算出して過剰な費用の徴収を抑制する。

第 69 条 幼稚園が徴収する保育料は、主として保育及び教育活動、教職員の待遇の保障、教職員の発展及び改善の促進、及び幼稚園の運営条件の改善に充てなければならない。幼児の給食費は同項目においてのみ使用される。

幼稚園は費用公開制度を執行し、費用項目及び費用基準、サービス内容、返金規則などを保護者に公開し、社会的監督を受ける。

幼稚園は、関連規定に違反して費用を徴収したり、幼児及び保護者に対して組織的に教材費を請求したり、商品やサービスなどの購入を勧めたり、形を変えた販売活動などをしてはならない。

第 70 条 幼稚園は、法令に基づいて財務、会計及び資産管理制度を確立、改善し、経費の管理を厳格にし、経費を合理的に使用し、経費使用の効果を高めなければならない。

幼稚園は関連規定に基づいて財務情報の公開を実施し、社会の監督を受ける。県レベル以上の人民政府の教育等の関連部門は、公立幼稚園に対する監査を強化しなければならない。私立の幼稚園は法令に基づいて毎年監査を実施し、県レベルの人民政府教育行政部門に監査された財務会計報告書を提出しなければならない。

第 71 条 県レベル以上の人民政府及びその関連部門は、就学前教育の予算管理及び監査、監督制度を構築し、改善しなければならない。

いかなる事業単位及び個人も、就学前教育の経費を横領又は流用したり、幼稚園に対して違法に料金を請求したり分配したりしてはならない。

第 72 条 県レベルの人民政府教育行政部門は、各種幼稚園が基本情報を提出・公表するシステムを確立させ、インターネット等の方式を利用して社会に対して政府の就学前教育への財政投入、幼稚園の計画・運営等の情報、及び各種幼稚園の教職員の資質と配置、幼児の募集、経費の収支、保育教育の質などの情報を定期的に公表・更新しなければならない。

第 73 条 県レベル以上の人民政府視学機関は、就学前教育事業が法令を執行する状況、保育、教育事業等に対して視学を実施し、視学報告は定期的に社会に公開される。

第 74 条 国务院教育行政部門は幼稚園の保育、教育の質評価に関する指針を制定し、省レベルの人民政府教育行政部門は幼稚園の質評価基準を改善し、幼稚園の質評価・モニタリング体系を構築し、各種の幼稚園を質評価の対象とし、社会に対して評価結果を公表する。

第 8 章 法律責任

第 75 条 地方各レベルの人民政府及び関連部門に次のいずれか 1 つの状況があった場合、上級機関あるいは関連部門は、職責に基づいて、期限を限り是正を命じる。状況が重大な場合には責任を負う指導的人員及び直接的な責任者に対して法に基づいて処分が下される。

- (1) 規則に基づかずに幼稚園配置計画を制定、調整した、あるいは規則に基づかずに公益性幼稚園の建設用地を提供した場合。
- (2) 規則に基づかずに居住区附設の幼稚園を計画する、あるいは新しく建設した居住区附設幼稚園の運営を公益性幼稚園としなかった場合。

- (3) 公財政予算、国有資産、集団資産、寄付資産を利用して、営利を目的とした私立幼稚園の運営若しくは運営に参加する、あるいは公立幼稚園の性質を変更若しくは偽装した場合。
- (4) 規則に基づかず、公立幼稚園の幼児1人当たりの公財政支出基準あるいは幼児1人当たりの幼稚園運営経費基準、公益性私立幼稚園の幼児1人当たりの財政補助基準を制定、実施した場合。
- (5) その他、法令に基づいた就学前教育の管理及び保障の職責が履行されない場合。

第76条 地方各レベルの人民政府及び教育等の関連部門の職員が本法規定に違反し、職権を乱用し、職務を怠り、又は私利を優先して不正を働いた場合は、法令に基づき処罰される。

第77条 居住区を建設する事業単位が規程に基づかずに、居住地附設の幼稚園を建設、移管し、あるいは幼稚園の土地の用途を改変して移管する場合、県レベル以上の人民政府の自然資源、住居及び都市・農村建設、教育等の関連部門は職責に基づいて期限を限り是正を行い、法令に基づいて処罰を与える。

第78条 認可なく幼稚園を運営、あるいは幼児を募集して半日制、全日制の教育訓練を実施した場合、県レベルの人民政府の教育等の関連部門は「中華人民共和国教育法」「中華人民共和国私立学校促進法」の規定に基づく措置を講じる。違法に幼稚園を運営する事業単位及び個人は、状況の程度に基づいて、5～10年以内の間に、幼稚園あるいはその他の教育機関を運営する申請が受理されない。

第79条 幼稚園に次のいずれか1つの事情があった場合、県レベル以上の地方人民政府の教育等の関連部門は、職責に応じて期限を限り是正を命じ、及び警告を行う。違法な所得があった場合は、徴収した費用は返還された後に、その他の違法な所得は没収される。状況が重大な場合には、幼児の募集が停止され、幼稚園の運営許可証が取り消される。

- (1) 入園試験あるいは審査を組織する。
- (2) 管理不十分や放任による体罰や偽装体罰、差別、侮辱、虐待、性的暴行等、幼児の心身の安全を害する行為。
- (3) 法令に従って施設の安全防備の措置を強化せず、安全を保証する責任を履行せず、あるいは法令に基づく保健衛生の責任を履行しない場合。
- (4) 検定を経ていない教科の教育に関する教材等を使用した場合。
- (5) 初等教育段階の教育方法を採用するか、小学校段階の課程を教授した場合。
- (6) 幼児の心身の発達段階や年齢特性と結びつかない活動を実施、あるいは幼児を組織して商業活動に参加させた場合。
- (7) 規定に基づいて幼稚園教職員を配置しなかった場合。
- (8) 規定に違反して費用を徴収した場合。
- (9) 幼児の給食費を盗用又は流用した場合。

前項規定に照らして幼稚園の運営許可証を取り消された幼稚園は、在園の幼児を適切に他の幼稚園に入園させなければならない。

第80条 幼稚園の教師あるいは職員が次の状況のいずれかに該当した場合、幼稚園あるいは県レベルの人民政府の教育等の関連部門は、事の重大さに応じて法令に基づいて当事者及び幼稚園責任者を処分し、雇用契約あるいは労働契約を解除し、県レベルの人民政府教育行政

部門は一定期間から生涯にわたって就学前教育への従事及び幼稚園の運営を禁止する。状況が重大な場合、資格証明書は取り消される。

- (1) 幼児に対する体罰又は有形、無形の形を変えた体罰。
- (2) 幼児に対する差別、侮辱、虐待、性的暴行。
- (3) 職業道德規範に違反し、子供の心身の安全に危害を加え、悪い結果を作り出すこと。

第 81 条 就学前教育活動において本法規定の行為に違反し、本法が法律責任を規定していない場合は、「中華人民共和国教育法」「中華人民共和国未成年者保護法」「中華人民共和国労働法」等の法律や、行政法規に規程のある場合に、その規程を参照する。

第 82 条 本法の規定に違反し、幼児、幼稚園、教職員の合法的權益を侵害し、人身傷害又は財産損失を引き起こした者は、法令に従って民事責任を負う。治安管理中に違反する行為をした者は、法令に従って治安管理处罰を与え、犯罪を構成する者は、法令に従って刑事責任を追及する。

第 9 章 附 則

第 83 条 小学校、特別支援学校、幼児福祉施設及び障害児リハビリテーション施設等に附設される幼児クラスなどの就学前教育機関は本法関連規程を適用する。

軍の幼稚園の管理は、本法及び軍の関連規程に従って執行される。

第 84 条 条件の整った幼稚園は保育クラスを開設し、保育サービスを提供するよう奨励する。

幼稚園が提供する保育サービスは、関連する法令法規及び国家の関連規程に基づいて執行される。

第 85 条 本法は、2025 年 6 月 1 日から施行する。

[中国教育報「中華人民共和国就学前教育法」2024 年 11 月 9 日]

資料 5

「児童・生徒に合わせた総合支援法」（仮訳）＜韓国＞

以下は、2025 年 1 月 21 日に法律第 20671 号として制定（2026 年 3 月 1 日施行）された「児童・生徒に合わせた総合支援法」（학생맞춤통합지원법）の仮訳である。

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）この法律は、児童・生徒が学校と学校外の生活で経験する困難を克服し、健全に成長できるように、児童・生徒個人の状況に適した学習、福祉、健康、進路、相談等の統合的支援に必要な事項を定めることにより、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、全人的な人材の育成に貢献することを目的とする。

第 2 条（定義）この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「児童・生徒に合わせた総合支援」とは、児童・生徒の学習参加を難しくする基礎学力不足、経済的・心理的・情緒的困難、学校暴力、境界知能、児童・生徒虐待等多様な問題を統合的に解消し、児童・生徒の全人的成長と教育を受ける権利向上のために為される支援として次の各目のいずれか 1 つに該当することをいう。
ア. 第 2 号による支援対象児童・生徒に行われる学習、福祉、健康、進路、相談等の支援
イ. その他、児童・生徒等の学習参加を促進するため、直接的又は間接的に行われる支援として大統領令で定める支援
2. 「支援対象児童・生徒」とは第 10 条により児童・生徒に合わせた総合支援対象に選ばれた児童・生徒をいう。
3. 「学校」とは「初・中等教育法」第 2 条各号による学校及び「生涯学習法」第 31 条第 2 項により高等学校卒業以下の学歴が認められる学校形態の生涯学習施設をいう。
4. 「保護者」とは、親権者、後見人その他法律により児童・生徒を保護し又は扶養する義務がある者をいう。
5. 「教育行政機関」とは、特別市・広域市・特別自治市・道又は特別自治道（以下「市・道」という。）の教育官処をいう。

第 3 条（国家等の責務）

- ① 国家と地方自治体は、児童・生徒に合わせた総合支援のために次の各号と関連して必要な支援をしなければならない。
 1. 支援対象児童・生徒の早期発見システムの構築
 2. 円滑な児童・生徒に合わせた総合支援のための事業開発、支援体系構築及び専門人材の養成
 3. 児童・生徒に合わせた総合支援の効果的な遂行のための関係中央行政機関及び特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（教育監を含む）との連携・協力体系構築

4. 学校や教職員の専門性向上

5. 児童・生徒に合わせた総合支援のための関係法令の整備と各種政策の策定・施行、評価及び調査・研究

- ② 国と地方自治体は児童・生徒に合わせた総合支援のために必要な財源と人材を確保するよう努力しなければならない。
- ③ 教育監は、教育に関する各種施策を施行する際、児童・生徒に合わせた総合支援のために努力しなければならない。
- ④ 学校の長は、学校教育の過程で児童・生徒に合わせた総合支援が円滑に行われるように努力しなければならない。
- ⑤ 保護者と教師等は保護・指導する児童・生徒が児童・生徒に合わせた総合支援を通じて全人的に成長し教育を受ける権利が保障されるよう努力しなければならない。

第4条（他の法律との関係）児童・生徒に合わせた総合支援に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律の定めるところに従う。

第2章 児童・生徒に合わせた総合支援推進体系

第5条（市・道児童・生徒総合支援委員会）

- ① 市・道の児童・生徒に合わせた総合支援に関する事項を審議するために教育監所属で市・道児童・生徒総合支援委員会（以下「市・道委員会」という。）を置く。
- ② 教育監は市・道委員会の効率的運営のために必要な場合、学習、福祉、健康、進路、相談等を審議するための教育監所管委員会を整備し、効率化するよう努力しなければならない。
- ③ 市・道委員会は次の各号の事項を審議する。
 - 1. 支援対象児童・生徒の早期発見及び早期介入システムの構築
 - 2. 児童・生徒に合わせた総合支援のための施策の策定及び推進実績の分析・評価
 - 3. 児童・生徒に合わせた総合支援活性化のための機関間業務の調整
 - 4. 第8条による市・道児童・生徒総合支援センター及び地域児童・生徒総合支援センターの設置・指定
 - 5. その他、児童・生徒に合わせた総合支援に関する主要事項として委員長が会議に付す事項
- ④ 市・道委員会は審議と関連して必要な場合、関係機関の長に資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた関係機関の長は、正当な理由がなければ、その要請に応じなければならない。
- ⑤ その他に市・道委員会の構成・運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第6条（地域児童・生徒総合支援委員会）

- ① 「地方教育自治に関する法律」第34条第3項による教育（以下「教育長」という。）は同法第34条第1項による教育支援庁の児童・生徒に合わせた総合支援に関する事項を審議するために教育支援庁に地域児童・生徒総合支援委員会（以下「地域委員会」という。）を置く。
- ② 教育長は地域委員会の効率的運営のために必要な場合、学習、福祉、健康、進路、相談等

を審議するための教育長所管委員会を整備し、効率化するよう努力しなければならない。

- ③ 地域委員会は次の各号の事項を審議する。
 - 1. 支援対象児童・生徒の早期発見及び早期介入システムの構築
 - 2. 児童・生徒に合わせた総合支援のための施策の策定及び推進実績の分析・評価
 - 3. 児童・生徒に合わせた総合支援活性化のための機関間業務の調整
 - 4. その他、児童・生徒に合わせた総合支援に関する主要事項として委員長が会議に付す事項
- ④ 地域委員会は審議と関連して必要な場合、関係機関の長に資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた関係機関の長は、正当な理由がなければ、その要請に応じなければならない。
- ⑤ 地域委員会は第3項に伴う事項を審議する時、教員、児童・生徒及び保護者の意見を取りまとめるための案を用意しなければならない。
- ⑥ その他に地域委員会の構成・運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第7条（中央児童・生徒総合支援センターの指定）

- ① 教育省長官は児童・生徒に合わせた総合支援事業の統合的・効率的支援のために専門人材及び施設等を備えた機関又は団体を中央児童・生徒総合支援センター（以下「中央支援センター」という。）に指定することができる。
- ② 中央支援センターは次の各号の業務を遂行する。
 - 1. 児童・生徒に合わせた総合支援関連事業の運営支援
 - 2. 児童・生徒に合わせた総合支援と関連した各種調査・研究及び政策分析・評価
 - 3. 児童・生徒に合わせた総合支援プログラム開発の支援
 - 4. 児童・生徒に合わせた総合支援の効果的な遂行のための関係中央行政機関及び特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（教育監を含む）との連携・協力体系構築支援
 - 5. 第14条による研修課程の開発・普及
 - 6. 第8条第1項による市・道児童・生徒総合支援センター及び同条第2項による地域児童・生徒総合支援センターに対する支援
 - 7. その他、教育省長官が児童・生徒に合わせた総合支援の遂行のために必要だと認める事項
- ③ 教育省長官は、中央支援センターが次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
 - 1. 虚偽その他の不正な方法により指定を受けた場合
 - 2. 第5項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
 - 3. 業務遂行能力が著しく不足していると認められる場合
 - 4. その他、中央支援センターとしての業務遂行が難しい事由として大統領令で定める場合
- ④ 教育省長官は第3項により中央支援センターの指定を取り消すには聴聞をしなければならない。
- ⑤ その他に中央支援センターの指定及び指定取消の基準・手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（市・道児童・生徒総合支援センター及び地域児童・生徒総合支援センターの設置・指定）

- ① 教育監は次の各号の児童・生徒に合わせた総合支援業務を遂行するために当該市・道に市・道委員会の審議を経て市・道児童・生徒総合支援センター（以下「市・道支援センター」という。）を設置しなければならない。ただし、市・道支援センターを設置できない特別な理由がある場合には指定できる。
1. 教育監所管の児童・生徒に合わせた総合支援関連施策の総括・調整
 2. 教育監所管の児童・生徒総合支援関連センター及び組織等の総括・管理及びセンター間の連携
 3. 児童・生徒に合わせた総合支援業務の遂行
 4. 学校が第11条に基づく児童・生徒に合わせた総合支援を遂行するために必要な支援
 5. 第2項による地域児童・生徒総合支援センター運営の支援
 6. その他教育監が必要と定める業務
- ② 教育監は次の各号の児童・生徒に合わせた総合支援業務を遂行するために教育支援庁に市・道委員会の審議を経て地域児童・生徒総合支援センター（以下「地域支援センター」という。）を設置しなければならない。ただし、地域支援センターを設置できない特別な理由がある場合には指定できる。
1. 教育長所管の児童・生徒総合支援関連センター及び組織等の総括・管理及びセンター間の連携
 2. 児童・生徒に合わせた総合支援業務の遂行
 3. 学校が第11条に基づく児童・生徒に合わせた総合支援を遂行するために必要な支援
 4. その他教育監が必要と定める業務
- ③ 市・道支援センターと地域支援センターは児童・生徒の利用の便益を考慮して教育行政機関以外の場所に設置・指定することができ、地域支援センターの名称は条例で別に定めることができる。
- ④ 教育監は市・道支援センター又は地域支援センターが次の各号のいずれかに該当する場合にはその指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他の不正な方法により指定を受けた場合
 2. 第6項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
 3. 業務遂行能力が著しく不足していると認められる場合
- ⑤ 教育監は第4項により市・道支援センター又は地域支援センターの指定を取り消すには聴聞をしなければならない。
- ⑥ その他に市・道支援センター又は地域支援センターの指定及び指定取消しの基準・手続等に必要な事項は大統領令で定める基準により当該市・道の条例で定める。

第9条（児童・生徒に合わせた総合支援のための実態調査）

- ① 教育省長官は児童・生徒に合わせた総合支援の現況及び実態を把握し、児童・生徒に合わせた総合支援政策を策定するための基礎資料として活用するために毎年児童・生徒に合わせた総合支援に対する実態調査を実施しなければならない。

- ② 教育省長官は、第1項による実態調査のために関係中央行政機関の長、地方自治体の長、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関の長、その他の関連法人及び団体に対し、必要な資料の提出を要請することができる。この場合、要請を受けた者は正当な理由がなければこれに協力しなければならない。
- ③ 第1項による実態調査の範囲、時期、方法等に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 児童・生徒に合わせた総合支援

第10条（支援対象児童・生徒の選定）

- ① 教育監は児童・生徒に合わせた総合支援が必要な学生を早期に発見し支援するための方案を用意しなければならない。
- ② 児童・生徒、保護者又は教職員は児童・生徒に合わせた総合支援が必要だと判断される場合、該当児童・生徒を支援対象児童・生徒に選定してもらうことを学校長に要請することができる。
- ③ 学校の長は第2項に伴う要請を受けた場合、大統領令で定める選定基準・手続により支援対象児童・生徒を選定しなければならない。
- ④ 学校の長は必要だと判断される場合、教育監又は教育長に支援対象児童・生徒の選定と第11条及び第12条第1項に伴う支援を要請することができる。
- ⑤ 教育監又は教育長は第4項に伴う要請を受けた場合、大統領令で定める選定基準・手続により支援対象児童・生徒を選定し、選定可否及びその理由を学校長に知らせなければならない。
- ⑥ 教育監、教育長及び学校長は第3項及び第5項に伴う支援対象児童・生徒の選定のために「基礎学力保障法」第7条に伴う基礎学力診断検査結果と学級担任及び該当教科教師の意見、保護者に対する相談結果等を活用しなければならない。
- ⑦ 教育監、教育長及び学校長は、児童・生徒に合わせた総合支援が必要な児童・生徒を発見した場合、第3項による選定手続を踏めるように努力しなければならない。
- ⑧ そのほかに支援対象児童・生徒の選定方法及び手続、支援対象児童・生徒の選定過程で利用可能な情報の範囲、選定関連資料の管理及び保有期間等に必要な事項は大統領令で定める。

第11条（児童・生徒に合わせた総合支援等）

- ① 教育長、教育長及び学校長は支援対象児童・生徒に対して次の各号の支援を児童・生徒の必要に合わせて提供・管理することができる。
 - 1. 児童・生徒が学業を継続するために必要な教育費等教育福祉支援
 - 2. 児童・生徒の心理的・情緒的困難を解消するための相談支援
 - 3. 「初・中等教育法」第28条に基づく学業に困難を来す児童・生徒に対する教育と連携した支援
 - 4. 「初・中等教育法」第28条の2に基づく多文化児童・生徒等に対する教育支援と連携した支援

5. 「障害者等に対する特別支援教育法」に基づく特別支援教育対象者に対する教育支援と連携した支援
 6. 「基礎学力保障法」第2条第3号に基づく学習支援教育と連携した支援
 7. 「緊急福祉支援法」第9条に基づく緊急支援に係る支援
 8. 「進路教育法」第11条に基づく進路相談に関する支援
 9. 「学校保健法」第9条及び第12条による児童・生徒の保健管理・安全管理に関する支援
 10. 福祉サービス、医療支援等連携
 11. その他大統領令で定める支援
- ② 学校の長は第10条に伴う支援対象児童・生徒の選定と第1項により支援対象児童・生徒に対して提供・管理する支援を効率的にするために必要な場合、次の各号の組織を活用し、総合して運営することができる。
1. 教育福祉支援を行うための学校内委員会
 2. 児童・生徒相談支援を行うための学校内委員会
 3. 「基礎学力保障法」第8条第1項に基づく学習支援対象児童・生徒に対する支援を行うための学内協議会
 4. その他、児童・生徒に合わせた総合支援に関する活動を行う学校内委員会
- ③ 教育監、教育長及び学校長が児童・生徒に合わせ総合支援をしようとする場合には、支援対象児童・生徒及び保護者の同意を得なければならない。
- ④ 教育省長官と教育監は、第1項による支援のための費用の全部又は一部を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤ 教育監は、児童・生徒に合わせた総合支援事業を効率的に推進できるよう、行政的支援等必要な支援ができる。
- ⑥ 教育省長官と教育監は児童・生徒に合わせた総合支援を効果的に遂行するために必要な場合、教育長と学校長が教育省令で定める運営方法・手続等により第1項各号の支援事業を統合し実施させることができる。

第12条（児童・生徒別支援・管理等）

- ① 教育監、教育長及び学校長は児童・生徒に合わせた総合支援が効果的になされるよう次の各号の業務を遂行する。
1. 支援対象児童・生徒の複合的特性による児童・生徒に合わせた総合支援提供計画の策定
 2. 支援対象児童・生徒に対する経済的・心理的・情緒的支援と学習支援等の連携・提供
 3. 支援対象児童・生徒の変化及び成長程度に対する継続的な確認及び観察・管理
- ② 教育監は市・道支援センター、地域支援センター及び大統領令で定める基準に伴う専門人材及び施設等を備えた機関・団体等を支援対象児童・生徒に対する児童・生徒別支援・管理のための委託機関に指定することができる。
- ③ 教育監、教育長及び学校長は、第2項によって指定された委託機関に第1項による業務の一部又は全部を委託することができる。
- ④ 教育監は委託機関が該当業務を遂行するのに必要な予算の一部又は全部を支援すること

ができる。

- ⑤ 教育監は、第2項による委託機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第一号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
 - 1. 虚偽その他の不正な方法により指定を受けた場合
 - 2. 第2項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
 - 3. 第13条第3項に違反して正当な事由なく是正命令を履行しなかった場合
 - 4. 業務遂行能力が著しく不足していると認められる場合
- ⑥ 教育監は第5項によって委託機関の指定を取り消すには聴聞を行わなければならない。
- ⑦ 第2項による委託機関の指定及び第5項による指定の取消、第3項による業務の委託等に必要な事項は大統領令で定める。

第13条（業務の指導・監督等）

- ① 教育監は、第12条第3項による委託業務遂行の適切性等を確認するために同条第2項による委託機関を指導・監督し、必要だと認める場合には、その業務と会計及び財産に関する事項を報告させ、所属公務員に該当機関の帳簿・書類・施設とその他の物件を検査させることができる。
- ② 教育監は第1項に伴う指導・監督又は検査の結果、違法若しくは不当な事実を発見した場合には該当委託機関にその是正を命じることができる。
- ③ 第2項による是正命令を受けた委託機関の長は、正当な理由がなければ、指定された期間にその事項を履行しなければならない。
- ④ 第1項により指導・監督又は検査を行う公務員は、その権限を示す証票を有し、これを関係人に示さなければならない。

第14条（研修）

- ① 教育省長官及び教育監は教員等の児童・生徒に合わせた総合支援業務及び個人情報保護・管理専門性を高めるための研修を定期的実施しなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、第1項の教員等に対する研修費用の全部又は一部を支援することができる。
- ③ 第1項及び第2項による研修の時期、方法等研修に必要な事項は大統領令で定める。

第15条（児童・生徒に合わせた総合支援協力体系の構築）

- ① 教育監は児童・生徒に合わせた総合支援の統合的・効率的運営のために特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）との協議を経て市・道知事、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ）、「児童福祉法」第45条による児童保護専門機関、「青少年福祉支援法」第29条による青少年相談福祉センター、医師、弁護士等の地域社会機関や専門家が参加する協力体系を構築・運営することができる。
- ② 教育監が第1項による協力体系を構築する際には、次の各号の事項を考慮しなければならない。
 - 1. 「児童福祉法」に基づく保護対象児童に対する保護措置及び児童虐待の予防・防止と

児童・生徒に対する支援

2. 「青少年福祉支援法」に基づく青少年福祉のための支援と危機青少年等に対する支援
3. その他大統領令で定める事項

- ③ 第1項による協力体系の構成・運営に必要な事項は、当該市・道の条例で定める。

第16条（学校外青少年に対する学業復帰支援）

- ① 教育監は「学校外青少年支援に関する法律」第2条第2号に伴う学校外青少年（以下「学校外青少年」という。）の学業復帰のために次の各号の事項を支援することができる。
 1. 学校外青少年に対する学力認定
 2. 学校復帰を希望する学校外青少年に対する再就学、再入学、進学等の支援及び学校適応プログラム運営支援
 3. その他学校外青少年の学業復帰に必要な事項
- ② 教育監は第1項に伴う学業復帰支援に必要な経費を「学校外青少年支援に関する法律」第12条に伴う学校外青少年支援センター等に予算の範囲で支援することができる。
- ③ 教育監は第1項及び第2項による学業復帰支援等の結果を大統領令で定めるところにより、毎年教育省長官を経て女性家族部長官に通知しなければならない。

第4章 児童・生徒に合わせた総合支援等のための情報の管理及び共有等

第17条（児童・生徒に合わせた総合支援情報システムの構築・運営）

- ① 教育省長官と教育監は児童・生徒の全人的成長と教育を受ける権利向上のための児童・生徒に合わせた総合支援を実施し、支援対象児童・生徒の発見、支援等業務の効率的処理及び統合管理のために次の各号のシステムを連携・活用して児童・生徒に合わせた総合支援情報システム（以下「情報システム」という。）を構築・運営することができる。
 1. 「初・中等教育法」第30条の4に基づく教育情報システム
 2. 「社会保障基本法」第37条第2項に基づく社会保障情報システム
 3. 「社会保障給付の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律」第24条の2に基づく社会サービス情報システム
 4. 「児童福祉法」第15条の2に基づく児童統合情報システム
 5. 「青少年福祉支援法」第12条の2に基づく危機青少年統合支援情報システム
- ② 教育省長官と教育監は児童・生徒に合わせた総合支援に必要な情報として次の各号のいずれかに該当する情報を、情報システムを通じて収集・保有・管理することができる。中央行政機関の長、地方自治体の長、関係機関及び団体の長等に必要な情報の提供を要請することができる。この場合、要請を受けた機関及び団体の長は、正当な理由がなければ、その要請に応じなければならない。
 1. 第2条第1号各号により児童・生徒に志願した履歴情報
 2. 支援対象児童・生徒に対する人的事項、学籍事項及び出欠状況に関する情報
 3. 第11条第1項による児童・生徒に合わせた総合支援等に必要な情報
 4. 第12条第2項の規定による委託機関が保有する情報

5. 第 16 条による学校外青少年支援に関する情報
 6. 第 18 条第 3 項により教育監が収集・連携・加工した情報
 7. 「児童福祉法」第 22 条の 2 第 3 項に基づき、保健福祉省長官と地方自治体の長が共有する虐待被害のおそれがある児童に対する情報
 8. 「社会保障給付の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律」第 2 条第 1 号の社会保障給付のうち児童・生徒に関する情報
 9. 「住民登録法」に基づく住民登録資料又は情報
 10. 「家族関係の登録等に関する法律」に基づく家族関係登録資料又は情報
 11. その他、大統領令で定める児童・生徒に合わせた総合支援関連業務遂行に必要な情報
- ③ 情報システムを効率的に運営するために必要な場合には、大統領令で定めるところにより教育省長官と教育監又は 2 人以上の教育監が共同で情報システムを統合し構築・運営することができる。
- ④ 教育省長官と教育監（2 人以上の教育監が共同で情報システムを統合し構築・運営する場合を含む。以下この条において同じ。）は、情報システムの構築・運営に関する業務を専門機関に委託することができ、これに必要な経費の全部又は一部を支援することができる。この場合、委託業務の範囲及び受託機関に対する管理・監督等に関する事項は大統領令で定める。
- ⑤ 教育省長官と教育監は情報システム構築・運営の全過程で個人情報保護のために必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ⑥ 教育省長官と教育監は児童・生徒の全人的成長と教育を受ける権利向上のための児童・生徒に合わせた総合支援を効果的に遂行するために第 2 項各号の情報を処理する学校、教育行政機関、市・道支援センター、地域支援センター、第 12 条第 2 項に伴う委託機関と必要な情報連携のための措置ができ、この場合当該機関及び団体は連携目的の範囲で連携された情報を利用することができる。
- ⑦ 情報システムを通じて収集・保有・管理される個人情報とは、学校、教育行政機関、市・道支援センター、地域支援センター、第 12 条第 2 項による委託機関で児童・生徒に合わせた総合支援業務を担当する者のうち、当該機関の長から個人情報取扱承認を受けた者だけが取り扱うことができる。
- ⑧ その他、情報システムの構築・運営、第 2 項及び第 5 項から第 7 項までに定める機関別利用可能な情報の範囲及び権限指定、保有期間、個人情報取扱承認の手続、保安教育等に必要な事項は大統領令で定める。

第 18 条（情報の要請及び活用）

- ① 教育監は、支援対象児童・生徒及び学校外青少年（以下この条で「支援対象児童・生徒等」という。）を早期に発見し、支援するために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治体の長、関係機関及び団体の長等到大統領令で定めるところにより、第 17 条第 2 項による情報の提供を要請することができる。この場合、要請を受けた機関及び団体の長は正当な理由がなければ、これに協力しなければならない。
- ② 教育長又は学校の長は支援対象児童・生徒等に対する児童・生徒に合わせた総合支援の

ために必要な場合、大統領令で定めるところにより当該市・道の教育監を通じて第1項に伴う情報提供を要請することができる。

- ③ 教育監は児童・生徒に合わせた総合支援の効率的な実施に活用するために第17条により提供された情報と管轄区域の教育長及び学校長が保有・管理している情報を収集し連携・加工することができる。
- ④ 教育監は第17条により提供された情報と第1項及び第3項により収集・連携・加工及び提供された情報を児童・生徒に合わせた総合支援の効率的な実施に利用するために教育長又は学校長に提供することができる。
- ⑤ 教育監、教育長及び学校長は第1項・第2項及び第4項により提供された情報を安全に管理しなければならない。
- ⑥ 教育監は、第5項により教育長及び学校長が提供された情報を安全に管理・監督するのに必要な行政的・財政的支援ができる。
- ⑦ その他に支援対象児童・生徒等に対する情報の要請及び活用に関する事項は大統領令で定める。

第5章 補 則

第19条（権限の委任・委託）

- ① 教育省長官又は教育監はこの法に伴う権限の一部を大統領令で定めるところにより教育監、教育長又は学校長に委任することができる。
- ② この法に伴う教育省長官又は教育監の業務はその一部を大統領令で定めるところにより関連機関・法人や団体に委託することができる。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年が経過した日以降、最初に始まる学年度から施行する。

第2条（法施行のための準備行為）教育省長官及び教育監は、同法が公布された日から児童・生徒に合わせた総合支援情報システムと協力体系の構築、そのほかに同法施行のために必要な準備行為をすることができる。

[法制処国家法令情報センター「児童・生徒に合わせた総合支援法」(<https://www.law.go.kr/> 법령 / 학생맞춤통합지원법 / (20671,20250121))]